

# 日高町農業委員会委員一般選挙

◆問い合わせ先  
選挙管理委員会（役場総務課内）  
電話 014561215131（内線122）

委員の任期満了に伴う一般選挙が次のとおり行われます。  
農業委員会は、選挙による委員と選任による委員によって組織されており、選挙による委員は本年3月18日に任期（3年）が満了となります。

## ◇選挙区及び選挙すべき委員の数

- 第1選挙区（日高地区） 3人
- 第2選挙区（門別地区） 8人

## ◇立候補できる方

農業委員会委員選挙に立候補できる方は、次の要件のすべてに該当している方です（ただし、公職選挙法に定める立候補の禁止又は制限のある方を除きます）。

- ① 町内に住所を有する方
- ② 20歳以上の方（平成21年3月15日現在）
- ③ 30アール以上の農地について耕作の業務を営む方、又はその同居の親族など（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）、若しくは30アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社

員又は株主（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）

## ■立候補予定者説明会

- 3月2日（月）  
午前10時30分～正午  
門別公民館講堂
- 午後2時30分～午後4時  
日高総合支所大会議室

## ■立候補届出書類事前審査

- 3月5日（木）  
午後1時～午後4時  
門別公民館講堂
- 日高総合支所大会議室

## ■立候補届出受付

- 3月10日（火）  
午前8時30分～午後5時  
門別公民館講堂
- 日高総合支所大会議室

## ◇投票できる方

今回の農業委員会委員一般選挙で投票できる方は、次の要件のすべてに該当し、平成20年3月31日確定の日高町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方です。

- ① 町内に住所を有する方
- ② 20歳以上の方（平成20年3月31日現在）
- ③ 30アール以上の農地について耕作の業務を営む方、又はその同居の親族など（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）、若しくは30アール以上の農地について耕作の業

投票日：3月15日（日）【告示日：3月10日（火）】  
投票時間：午前7時～午後6時  
（一部の投票所は午後4時）

務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）

## ◇投票するには

投票所の入場券は、投票できる方のお宅へ郵送します（各選挙区において立候補者の数が定数を超えないときは、投票を行わないため、入場券は郵送しません）。

投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票してください。

また、投票日に投票所に行つて投票できない方のために、期日前投票と不在者投票の制度があります。

※詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

# 所得税の確定申告について

## 《 苫小牧税務署からのお知らせ . . .

### 署外に確定申告会場を開設しました》

苫小牧税務署では、署外に確定申告会場を開設し、パソコンを利用して、所得税（譲渡所得等を含む）、消費税（個人事業者）及び贈与税の申告書作成のアドバイスを行います。

なお、手書きで申告書を作成することもできます。

■ 会 場 苫小牧駅前プラザegao 7階（苫小牧市表町6丁目2-1）  
（当会場では、電子申告を推奨しています）

■ 期 間 1月21日(水)～3月16日(月) ※但し、期間中の土・日曜日、祝日を除きます。

■ 受付期間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分  
（午前9時～午前10時の間は、1階駅側入口からお入りください）

**注）上記期間中、税務署には確定申告会場を設置していません。**

- ・ 確定申告会場（苫小牧駅前プラザegao）にお越しの際は、なるべく公共の交通機関をご利用ください。
- ・ egao駐車場またはバスターミナル駐車場を2時間まで無料でご利用できます。駐車券を確定申告会場までお持ちください。
- ・ 確定申告会場（苫小牧駅前プラザegao）には、納税の窓口がありませんので、最寄の金融機関の窓口で納付してください。
- ・ 確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。
- ・ 確定申告書を郵送される場合は、苫小牧税務署あてにお送りください。
- ・ 完成した確定申告書の窓口提出は苫小牧税務署でも受付いたしますが、確定申告についてのお尋ね等がある場合は確定申告会場へお越しくください。
- ・ 申告に関するお問い合わせは、苫小牧税務署【電話 0144-32-3165】まで。  
※上記番号に電話をし、音声ガイドに従って電話を操作してください。

## 《 便利な国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください! 》

e-Taxは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続（所得税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出等）を自宅などから行うことができます。

### ① 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

### ② 最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、最高5,000円の控除を受けることができます。（平成19年度分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）。

### ③ 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、添付書類の提出、又は提示を求められることがあります）。

### ④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。